平成２７年（フ）第５１３号
相模原市南区西大沼３丁目４番48号　榎本コーポ第２　101
債務者　康井　隆之
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１４号
相模原市中央区並木３丁目１番28―404号
債務者　清水　知美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１７号
相模原市中央区小山２丁目２番７号　アップルハウス103号
債務者　松本　　修
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２０号
相模原市中央区小町通１丁目４番２号　ジュネパレス第３―308
債務者　木村　朝美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１号
相模原市南区当麻765番地４　グループホームあゆの里相模
債務者　永井　廣子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６号
相模原市緑区相原６丁目８番11号　グランクラッセ105
債務者　鈴木　沙苗（旧姓藤島）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６３号
静岡県田方郡函南町柏谷805―６　レオパレスパークヒルズ106、住民票上の住所神奈川県小田原市久野1077番地の12　兎河原ハイツ203
債務者　佐々木陽子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６９号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟501号
債務者　作田　栄作
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７６９号
名古屋市中区大須２丁目11―34、住民票上の住所名古屋市緑区浦里２丁目167番地
債務者　西本　智美（旧姓小畑）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８５０号
名古屋市瑞穂区川澄町２丁目８番地　シャンポールフジミ１―D
債務者　清水　康高
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３号
堺市北区百舌鳥梅町３丁30番地４　吉川美昌樹マンション301号
債務者　西川千恵子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県篠山市垂水45番地
債務者　島津　雄輝
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
福岡県春日市春日原東町３丁目７番地　ルミエールⅠ・203号
債務者　金子　清美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０８２号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1147号
債務者　池田　武司
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４７号
愛知県豊田市田中町１丁目118番地１　スタープル103号
債務者　庄子めぐみ（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０９８号
横浜市青葉区市ケ尾町523番地８　ドミール市ケ尾201
債務者　芳賀　正延
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部